

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、企業価値の極大化と経営理念の実現を両立させるための仕組みと位置づけ、経営環境の変化に対応する機動的な経営判断、業務執行、内部統制、及びそれらに対する監督機能の実現を意識した組織体制の構築に取り組んでまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
YBO株式会社	3,715,000	42.50
大西 洋平	2,456,600	28.10

支配株主(親会社を除く)の有無	大西 洋平
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

YBO株式会社は弊社代表取締役社長大西洋平の資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	12 月
-----	------

業種	化学
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引は原則として行わない方針ですが、やむを得ず取引が発生する場合には、少数株主の利益を害することのないよう、取引内容及び決定方法の妥当性について、当社取締役会において十分に審議したうえで意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
足立 光	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
足立 光	○	—	外資系の消費財・コスメメーカーであるヘンケルジャパン株式会社のマーケティング、アパレル企業の株式会社ワールドで海外責任者を務め、日本マクドナルド株式会社のCMOなど多岐に渡る事業とポジションを経験しております。マーケティング業界の第一人者である同氏が経営へ加わることで、消費財インサイトや国内外の市場に関する高い見識や客観的・専門的な視点から当社の経営戦略やプロモーション全般に対する監督ならびに体制強化に貢献できるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、代表取締役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うほか、意思の疎通を図るものとします。また監査役は、会計監査人を行なっている監査法人及び内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を実施いたします。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高木 暢子	他の会社の出身者													
舟串 信寛	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高木 暢子	○	—	公認会計士としての企業会計に関する専門知識と監査及びコンサルティングの豊富な経験を有しており、客観的かつ中立の立場で当社を監査することができると判断し、同氏を社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。

舟串 信寛	○	—	弁護士として企業法務や渉外法務等に関する専門的な知識を有しており、法律的側面からの意見具申等により管理体制強化に貢献いただけると判断し、同氏を社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
-------	---	---	---

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

・ストックオプション制度の導入
当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上へのインセンティブを一層高めることを目的として導入しております。

・譲渡予約権の付与
大西洋平は、2019年4月25日付で、保有する当社普通株式のうち660,000株を対象として、受託者横山智晃との間で、当社またはその子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員並びに顧問、業務委託先及び業務提携先が譲受人となるオプション権の取得に関する譲渡予約権設定契約を締結しています。当該譲渡予約権は、当社の上場日から起算して2年後、5年後、8年後に貢献度に基づいた評価委員会の決定に基づき各220,000株相当分につき受託者から各譲受人に引き渡されます。当該譲渡予約権設定契約上、各譲受人は、権利行使期間である2031年4月25日までの期間、1株当たり150円の行使価格で譲渡予約権を行使し、大西洋平から株式を取得することができます。なお、権利行使条件として、当社株式の普通取引の終値が1株当たり150円を下回った場合に譲渡予約権が失効する旨が定められております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社は上記の付与対象者に、業績及び経営品質の向上に対する意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会決議による報酬限度額の範囲内で、当社の経営状況、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、役員報酬規程に基づいて取締役会にて決定しております。監査役の報酬については、株主総会決議による報酬限度額の範囲内で、監査役会の協議にて決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役のサポートは、経営管理本部にて行っております。取締役会付議事項につきましては、経営管理本部より資料を事前に配布し、検討する時間を十分に確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a 取締役会・役員体制

取締役会は、7名の取締役により構成されております。迅速かつ的確な経営判断を行うため、定例取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b 監査役会・監査役

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名（うち2名は社外監査役）で構成されております。監査役会では、監査方針・監査計画を策定し、各監査役は当該計画に従って取締役会の参加等を通じて監査しております。また、監査役会では各監査役の監査結果の報告を受けて審議しており、必要に応じて社長又は取締役会へ勧告・助言を行うこととしております。原則として監査役会は毎月1回、必要に応じて臨時に監査役会を開催しております。

c 内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄に内部監査室を設置し、内部監査担当1名が、「内部監査規程」に基づき、各部門の業務遂行状況の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告しております。代表取締役社長は監査結果を受け、非監査部門に監査結果及び改善事項を通知し、改善状況報告を提出されることとしております。

d 会計監査人

当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しており、適切な会計監査を受けております。

e 幹部会議

業務執行に関する取締役会付議事項や、経営戦略の検討、人事政策の検討、新商品の企画を必要に応じて事前審議し、取締役会決議事項の具体的な業務執行方法の審議を行う機関として幹部会議を設置し、

定例で毎日会議を開催しております。幹部会議は常勤取締役の他、指名された者を出席者とし、協議を経て検討を重ね議論いたします。

f コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底およびリスク管理が必要不可欠であると考え、「コンプライアンス管理規程」、「リスク管理規程」をそれぞれ制定し、これに従い全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを周知するとともに、市場、情報セキュリティ、労務、商品の品質・安全、各種法規制等の様々な経営上のリスクについて検討、対策をしております。また委員会を通して意見交換や勉強会にて知識向上を目的としております。代表取締役を委員長とし委員は各部門を所管する役員の中から選任しております。商品の品質と安全性の確保を最優先に、お客様、取引先、株主・投資家、地域社会、地球環境等の各ステークホルダー（利害関係者）、ならびに役職員の利益阻害要因の除去・軽減に誠実に努めております。

g 役員報酬の決定方法等

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について「役員報酬規程」及び「監査役会規則」により定めております。具体的には、取締役の報酬等の上限額を株主総会で定めており、役員報酬等を含めた年間の役員報酬は、その上限額の範囲内で支給することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、業務執行に対して、取締役会による監督と監査役による監査という二重のチェック体制を取っております。また、社外取締役及び社外監査役が、取締役会にて独立性の高い立場から発言を行い、客観的かつ中立的な立場から監督及び監視を行う一方で、監査役、内部監査室及び会計監査人が業務執行を把握できるよう連携を強化することで、社内外からの経営監視機能が十分に発揮される体制が確保できていることから、本体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知については早期発送に努めるとともに、当社ホームページへ掲載する予定であります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、多くの株主にご出席いただけるように他社の株主総会の集中日を避けた開催日となるよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIRサイト内に掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて定期的な説明会の開催を検討いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び年度決算終了後に機関投資家やアナリスト向けの決算説明会を定期的に開催することを検討いたします。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項として考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト上に、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、株主レポート、決算説明会資料、株主総会の招集通知、決議通知等を掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部内にIR担当部門を設置いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、信頼される誠実な企業を目指して、社会に対する責任ある行動を「コンプライアンス規程」に定めて、コンプライアンス体制の確立と企業倫理の実践に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、CSR活動として一般社団法人モア・トゥリーズを支援しており、国内外の植林及び森林活動に対し、寄付を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社のホームページ上のIRサイト内に、当社の情報を速やかに発信し、投資家の皆様が当社の状況を確認できる体制を構築し、招集通知とは別に株主通信等を株主の方々に送付する等、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会で次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」について決議し、全社的な統制環境の一層の整備と統制活動の円滑な推進に努めております。

- (a) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (i) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する「コンプライアンス規程」を定める。
- (ii) 取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、法令遵守体制の整備及び推進を行う。
- (iii) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
- (iv) 法令遵守上疑義のある行為等の内部通報に関して、通報者に不利益を及ぼさないことを保障した内部通報制度の構築を行う。
- (b) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- (i) 主要リスクをコンプライアンスリスク、オペレーショナルリスク、災害リスク、品質リスク、環境リスク、情報漏えいリスクであると認識し、管理するための規程として「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制の整備を推進する。
- (ii) リスク管理に関するグループ全体のリスク対策の基本方針の策定、リスク対策実施状況の点検・フォロー、リスクが顕在化した時のコントロールを行うためにコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。重大なリスクが顕在化した時には対策本部を設置し、被害を最小限に抑制する。
- (c) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- (i) 取締役会の運営に関する「取締役会規程」を定めるとともに、定時の取締役会において重要事項を決定し、取締役に業務報告をさせることにより業務執行の監督等を行うほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- (ii) 取締役及び執行役員の職務分掌を定める。また、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「職務権限規程」等の社内規程を定める。
- (iii) 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- (d) 当社並びにその子会社から成る企業集団（グループ会社）における業務の適正を確保するための体制
- (i) グループ各社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」及び関連規則を定め、子会社はこれらの規程及び規則に基づき業務を適正に推進するため諸規程を定め、経営内容及び業務執行については定期的に当社取締役会に報告する。
- (ii) コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な委員会は、各子会社を視野に入れて活動することとし、各子会社の代表者は重要なリスクについて当委員会にて報告する。
- (iii) 内部監査室は、各子会社の監査を実施又は統括し、各子会社が当社の内部統制に準拠した体制を構築し、適正に運用するよう監視、指導する。
- (e) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (i) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法を規程に定める。
- (ii) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (i) 監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、監査役を補助する使用人を置く。
- (ii) 監査役を補助する使用人は取締役の指揮命令から独立しており、その人事に関する事項については、監査役との協議により定める。
- (g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (i) 取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告する。また、内部監査室は内部監査の実施状況及び業務の状況を監査役会に報告する。このほか、監査役からの求めに応じ、業務及び財産の状況を報告する。
- (ii) 取締役及び使用人は、当社及びグループ内の各関係会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告する。
- (iii) 監査役は、内部統制に関わる各種委員会及び主要会議体にオブザーバーとして出席するとともに当社の重要な意思決定の文書である稟議書を閲覧する。
- (h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査役は、取締役会に加え必要に応じて重要な会議等に出席するほか、内部監査室、監査法人と相互に連携を図り、監査の実効性を高める。
- (ii) 監査役の職務執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社請求できる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを基本方針といたします。また、必要に応じて警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的且つ速やかに対応いたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

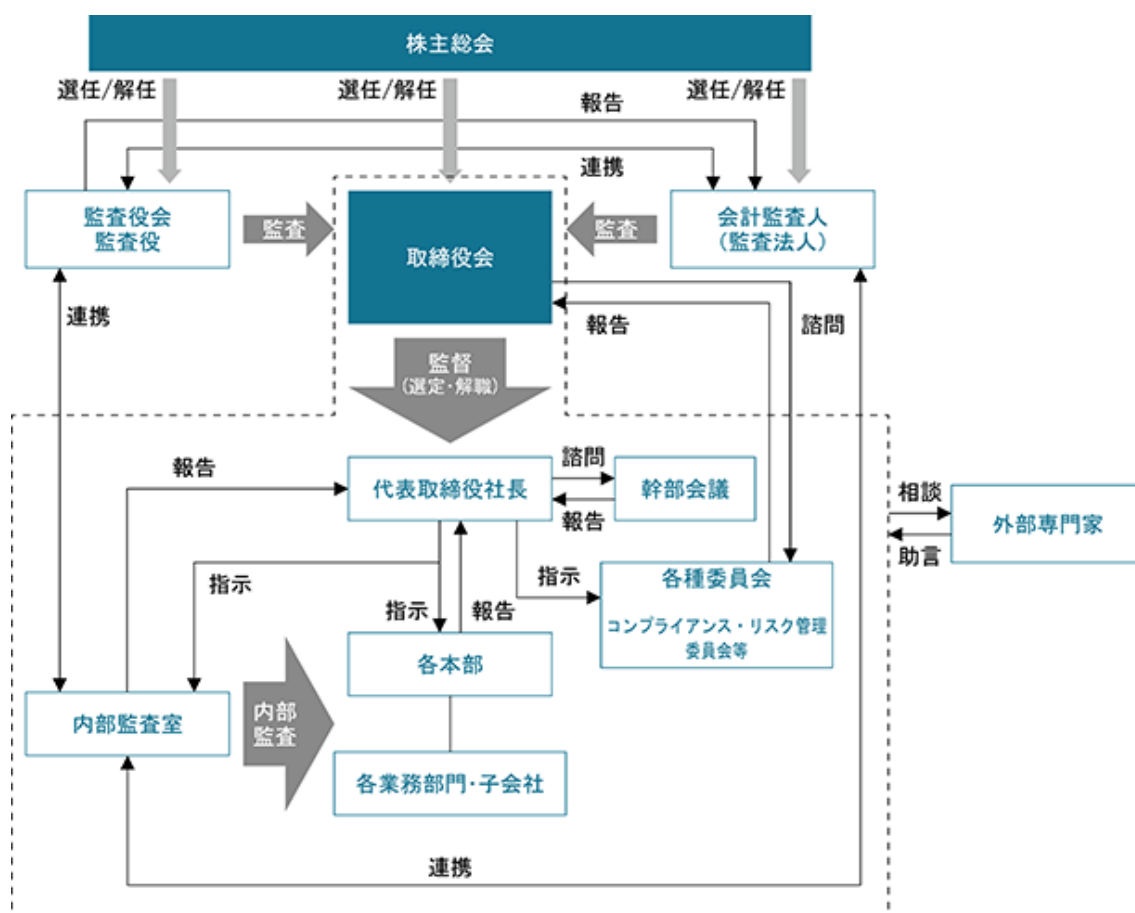
該当項目に関する補足説明

現時点では、ステークホルダーとの円滑な関係の構築や、企業価値の増大に向けた施策を理解して頂く事が最も重要であると考えているため、買収防衛策を取り入れる予定はありません。
しかしながら、今後の経営環境の変化に応じて、必要な買収防衛策を株主の同意のもと導入する可能性はあると考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

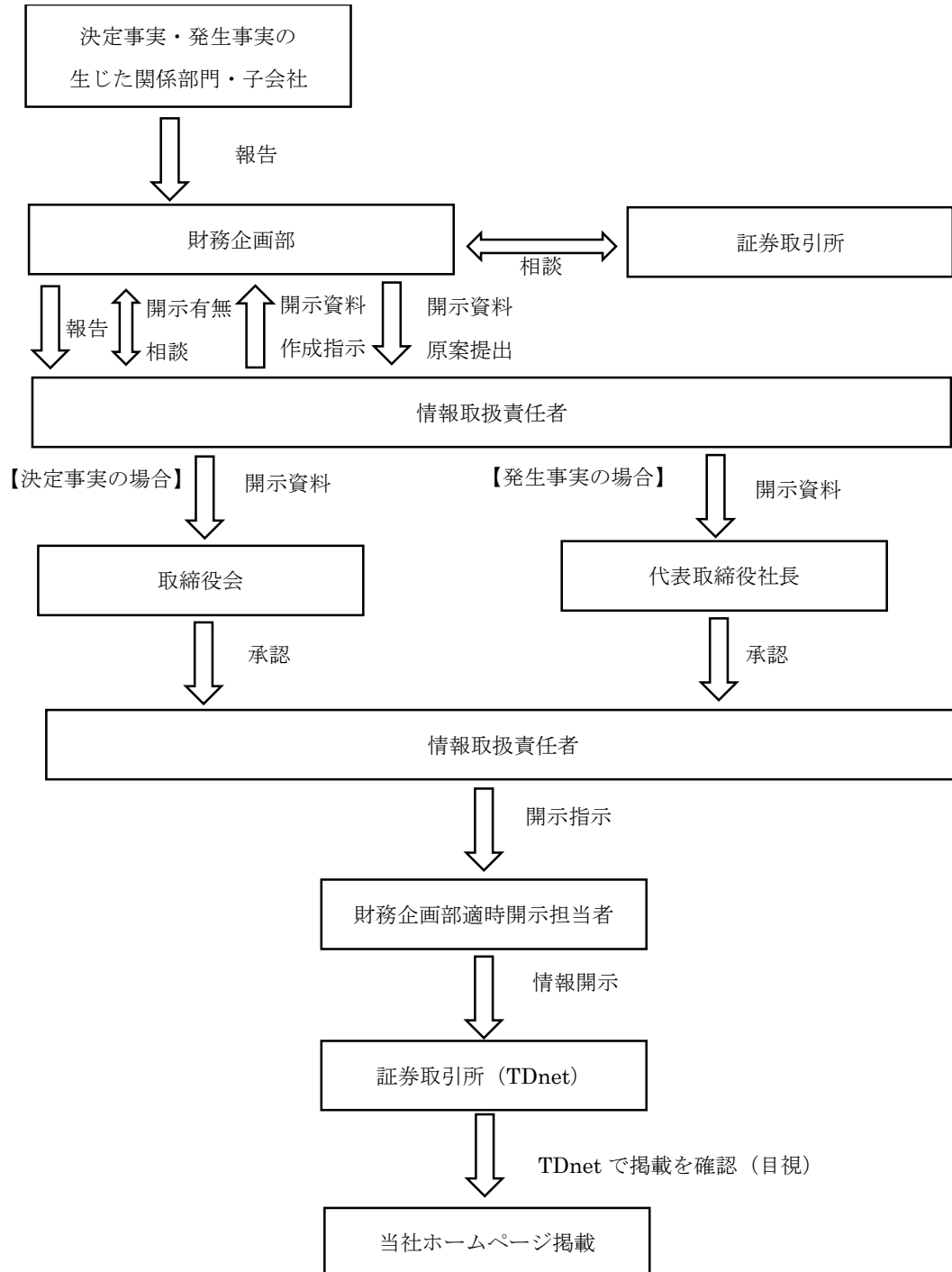
――

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

＜決定事項及び発生事実に関する情報の適時開示業務フロー＞



<決算に関わる情報の適時開示業務フロー>

